

第 5 号議案

豊後大野市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 2 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）における高齢者部分休業の期間等に係る規定の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、「5 年」を「55 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において、改正後の豊後大野市職員の高齢者部分休業に関する条例（以下「新高齢者部分休業条例」という。）第 2 条に規定する高齢者部分休業をするため、同条第 1 項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該承認を申請することができる。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の豊後大野市職員の高齢者部分休業に関する条例第 2 条に規定する高齢者部分休業をしている職員に係る当該高齢者部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定めた内容の新高齢者部分休業条例第 2 条第 1 項に規定する高齢者部分休業をすることの承認があったものとみなす。